

外国人観光客の来訪者数や観光消費額の増加、利便性の向上につなげるため、受入環境整備や誘客促進等、インバウンド対応の強化に関する取組に対して補助金を交付します。

補助金で



外国人観光客の受入・誘客を

パワーアップ!



令和6年度 弘前市インバウンド推進協議会

インバウンド対応強化事業費補助金

対象となる事業者

- ・市内で観光又はレクリエーションに関する施設を営業している事業者
- ・市内で宿泊施設または飲食店を営業している事業者
- ・市内で鉄道、バス、タクシー、レンタカー業等を営業している事業者
- ・その他市内において外国人観光客の誘客促進や受入環境整備に取り組んでいる事業者

※市税等の滞納者を除く。

補助事業の区分※ごとに

補助率 $\frac{1}{2}$

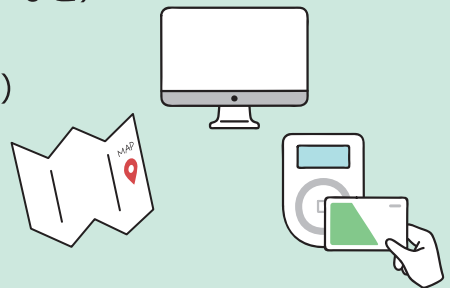
上限額 10万円

※「受入環境整備事業」及び「誘客促進事業」
(詳しくはお申込み方法をご覧ください)

どんな事業に交付されるの?(例)

- ・自社のホームページやパンフレットの作成 (翻訳やデザインなど)
- ・お店のメニューや掲示物の作成 (翻訳や印刷など)
- ・キャッシュレス決済やWi-Fiの導入 (工事や機材購入など)
- ・旅行博等へのブースの出展 (旅費や出展料など)
- ・観光コンテンツの開発 (委託料や手数料など)

※上記は一例であり記載以外でも対象となる場合がございますのでお気軽にお問い合わせください。



弘前市インバウンド推進協議会事務局

お問い合わせ

0172-40-7017

弘前市観光部国際広域観光課 kokusai-kankou@city.hirosaki.lg.jp





HPIはこちら▲



インバウンド対応強化事業費補助金

お申込み方法

補助事業の区分、補助対象事業、補助対象経費

補助事業の区分	補助対象事業	補助対象経費
受入環境整備 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある施設及び店舗の案内表示、誘導表示等の多言語表記や外国語音声案内 ・市内の観光情報が掲載されているパンフレット、ホームページ等の多言語表記 ・Wi-Fi利用環境の整備 ・外国人観光客向け電子決済システムの導入 ・その他市内における外国人観光客の受入環境の向上に資する取組み 	消耗品費、印刷製本費、手数料、筆耕翻訳料、委託料、工事請負費、備品購入費、その他必要と認めるもの 
誘客促進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外における誘客イベント(旅行博・商談会等)への出展または参加 ・旅行代理店等への訪問 ・多言語資料や映像等PRツールの作成 ・観光コンテンツの開発 ・その他外国人観光客の誘致に資する取組み 	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、筆耕翻訳料、委託料使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの 

※消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません。

※単に外国人観光客が消費する商品の割引や宿泊費の助成を実施するための経費は補助対象経費に含まれません。

事業の申込みなど

補助金の活用を希望される方は、補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、補助事業の内容が分かるもの(仕様書・デザイン図・企画書等)、納税証明書を添えて、弘前市インバウンド推進協議会事務局(弘前市観光部国際広域観光課)へ提出してください。

※要綱、様式、フローチャートは市ホームページからダウンロードできます。



その他

- ・補助金は事業完了後にお支払いします。
- ・補助金の交付決定額が予算枠に達した時点で受付を締め切ります。
- ・補助金の交付は、補助事業の区分につきそれぞれ年度内で1事業者1回限りです。



お問い合わせ

弘前市インバウンド推進協議会事務局

0172-40-7017

弘前市観光部国際広域観光課 kokusai-kankou@city.hirosaki.lg.jp



HPIはこちら▲